する法律による変更の認定済」とすること。
②　（　　構造畜舎等）には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。
③　設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。
④　設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。

○国土交通省令第七十九号

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十四条及び流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）第九条の規定に基づき、並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及び都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）を実施するため、宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十六日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第一条　宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）	（法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）
第三十条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。	**第三十条**　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。